

お客様各位

預金規定等の改定のお知らせ

当組合では、このたび平成24年10月1日（月）より預金規定等を改定しますので、次の通り、ご案内申し上げます。

1. 暴力団排除条項の強化

内 容	適用範囲	改定する規定
<p>政府が平成19年6月に策定した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」等を踏まえ、暴力団等の反社会的勢力を排除する条項（「暴力団排除条項」）を導入していましたが、社会情勢を踏まえ、暴力団排除条項を強化します。</p> <p>お取引開始時や開始後に、反社会的勢力に該当することが判明した場合には、お取引をお断りまたは停止や解約をさせていただきます。</p> <p>この規定は、既にお取引頂いているお客さまにも適用します。</p>	<p>①流動性口座取引</p> <p>・当座預金、普通預金など</p> <p>②定期性口座取引</p> <p>・自由金利型定期預金（M型）規定など</p> <p>③貸金庫取引</p>	<p>①預金取引共通規定</p> <p>②普通預金規定</p> <p>③貯蓄預金規定</p> <p>④納税準備預金規定</p> <p>⑤当座勘定規定</p> <p>⑥貸金庫規定</p>

2. 副印鑑票の廃止

内 容	適用範囲	改定する規定
<p>セキュリティ強化の為、預金通帳所定欄に貼付していた副印鑑票を廃止させていただきます。</p> <p>尚、引き続き口座開設以外の店舗でも払い戻しができます。</p>	<p>①流動性口座取引</p> <p>・普通預金、貯蓄預金など</p>	<p>①総合口座取引規定</p> <p>②普通預金規定</p> <p>③無利息型普通預金規定</p> <p>④無利息型普通預金 総合口座取引規定</p> <p>⑤貯蓄預金規定</p>

3. その他

内 容	適用範囲	改定する規定
<p>納税準備預金 第4条納税目的 外出金の規定を一部改定します。</p>	<p>①納税準備預金</p>	<p>①納税準備預金規定</p>

※改定後の規定をご希望のお客さまは、窓口にお申し出下さい。